

『令和2年度税制改正大綱(7) 消費税の仕入税額控除等適正化』



消費税では、居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度等が適正化される。居住用賃貸建物の課税仕入れには、制度の適用を認めない。ただし同建物のうち住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き対象とする。金地金などの売買を繰り返して課税売上を増加させ仕入税額控除の適用を受けることはできなくなる。適用はできないとされた居住用賃貸建物が、一定期間内に住宅以外の貸付けや譲渡をされた場合には、貸付けや譲渡の対価

の額を基礎として計算した額を、当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整する。また、住宅の貸付けに係る契約上で貸付の用途が明らかにされていなくても、その建物の状況等から居住の用に供することが明らかであれば消費税を非課税とする。一方、法人に係る消費税の申告期限の特例(1か月延長)が創設される。法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人で、消費税の確定申告書の提出期限を延長する届出書を提出することが要件。納付の際は利子税を併せて納付する。消費税と延長された法人税の申告期限が異なり、消費税の申告後に決算額が変動したことで生じていた、修正申告や更正の請求などの事務負担を削減する狙い。

『雇用保険法等の改正案 昨今の労働事情反映した内容に』

先日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。**改正の趣旨は高齢者や複数就業者等、昨今の労働事情を反映した内容となっている。**

65歳までの就業機会の確保の動きは、今では70歳までの就業支援へと移行しつつある。今回の改正案でも、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置(定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、労使同意の上での雇用以外の措置(継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度)の導入のいずれか)を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援する項目が盛り込まれている(21年4月施行予定)。

また、企業における副業解禁の動きを受け、複数就業者へのセーフティネットの整備も講じられている。たとえば、複数就業者の労災保険給付について、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や給付の対象範囲の拡充等の見直し、複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者についての雇用保険の適用などが盛り込まれている。高齢者の活用や副業の解禁といった近年の労働問題に配慮した内容となっており、実現すれば企業にとっても手続き等の対応が必要となるため、今後の改正の行方が注目される。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com